

特定施設届出地区景観形成基準（山都町景観計画《基幹計画》より）

事 項	基 準
<p>○特定施設及び附帯施設の位置に関する事項</p>	<p>○建築物、工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。</p> <p>○隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。</p> <p>○交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。</p> <p>○広告塔、広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。</p> <p>○さく、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</p> <p>○道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</p>
<p>○特定施設及び附帯施設の外観に関する事項</p>	<p>○建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。</p> <p>○外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。</p> <p>○電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。</p> <p>○広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。</p> <p>○色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。</p>
<p>○特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項</p>	<p>○道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。</p> <p>○駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。</p> <p>○建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。</p> <p>○広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。</p> <p>○スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。</p> <p>○敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。</p>
<p>○その他</p>	<p>○ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。</p> <p>○のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。</p> <p>○道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。</p>